

第 1 章 基本的な考え方

この計画の策定にあたって考慮すべき国や島根県の動向、浜田市の現状などを踏まえ、計画の目的、位置づけ、テーマ、基本目標、対象とする環境の範囲などの基本的な考え方を示します。



1 計画策定の背景

わが国では、環境基本法（平成 5 年 11 月制定）に基づき、これまで第 1 次・第 2 次環境基本計画が策定され、環境保全のための施策が具体的に取組まれてきました。

しかしながら、地球温暖化をはじめとする地球環境全体の問題への対応が一層緊急性を増してきており、経済的側面、社会的側面、環境的側面という社会経済活動を総合的に捉える、具体的な施策をより一層強力に進めなければならない状況を踏まえ、第 3 次環境基本計画が策定されました。

特に、世界的な不況など近年の厳しい社会経済情勢を踏まえ、「[※]緑の経済と社会の変革（日本版グリーン・ニューディール政策）」を公表し、経済と社会をより持続力のある構造に変えていくこととされています。

本市では、平成 12 年 5 月に、旧浜田市において策定した「第 1 次 浜田市環境基本計画～エコプラン 21～」により、環境に関する施策を総合的・計画的に推進するために必要な事項を定め、取組みを進めてきたところです。

その後、社会経済情勢の大きな変革への対応や、国の地球温暖化対策などの環境政策との整合性を図る必要が生じてきました。

また、平成 17 年 10 月の市町村合併による市域拡大に伴う面積や人口の増大のほか、地域特性など自然・社会環境の広範囲化や市民意識の変化などがみられます。

このような状況に対応するために、新たな環境基本計画の策定が求められています。

2 計画の目的

計画策定の背景及び本市の環境を取り巻く現状を踏まえ、自然と人間が調和のとれた、自然環境を活かした潤いのあるまちづくりを実現するため、「浜田市環境基本計画」を策定するものです。

また、この計画に掲げる施策の方向性について、市民・事業者・市がそれぞれ自主的な取り組みを進めるとともに、互いに協働して地域の実情に応じた取り組みを総合的・計画的に推進することにより、未来を担う子どもたちにより良い環境を残すことを目的とします。



3 計画の位置づけ

この計画は、「浜田市生活環境の保全に関する条例」第19条の規定に基づき、総合的な施策を達成するため、生活環境の保全に関する基本計画を定めるものです。

※浜田市総合振興計画に掲げる市の将来像「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」実現に向けたまちづくりの大綱である「自然環境を活かした潤いのあるまち」を目指すための基本的計画と位置づけます。

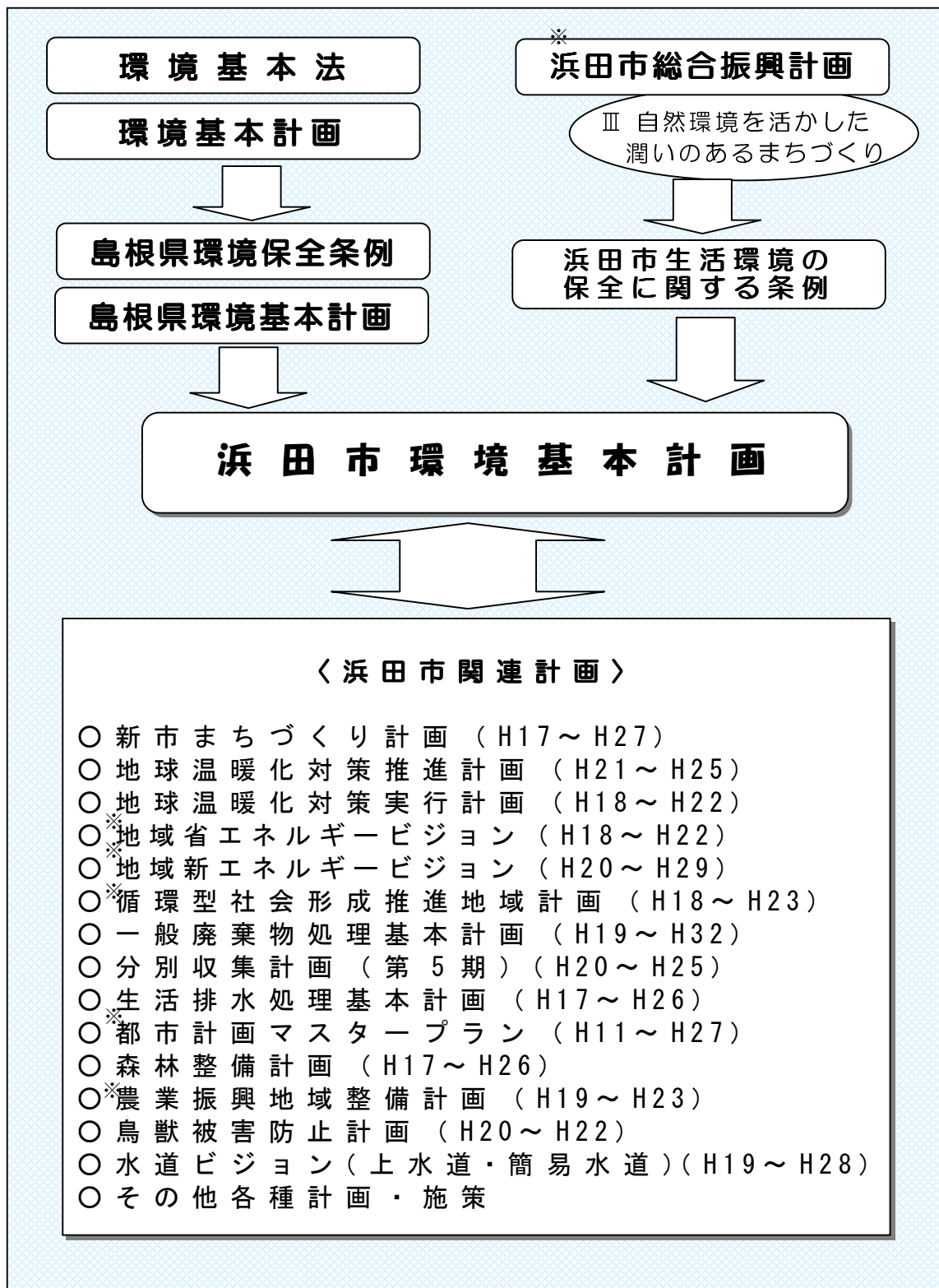
この計画に基づき、本市では、各部門における環境の保全に関する施策を立案・実施するものです。

また、今日の環境に関する諸課題を解決し、本計画に掲げる基本目標を実現するためには、私たち一人ひとりの実践や行動が求められており、市民・事業者・市の積極的な取り組みと連携・協力が不可欠です。

したがって、この計画は、市民・事業者・市が一体となった取り組みを進めていくための指針となるものです。

「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」の実現





4 計画のテーマ

本市は、海、山、川、田園などからなる豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、新たなゆたかさへの道を求め、自然と人間が調和のとれた潤いのあるまちを目指します。

このため、この計画におけるテーマを次のように定めます。

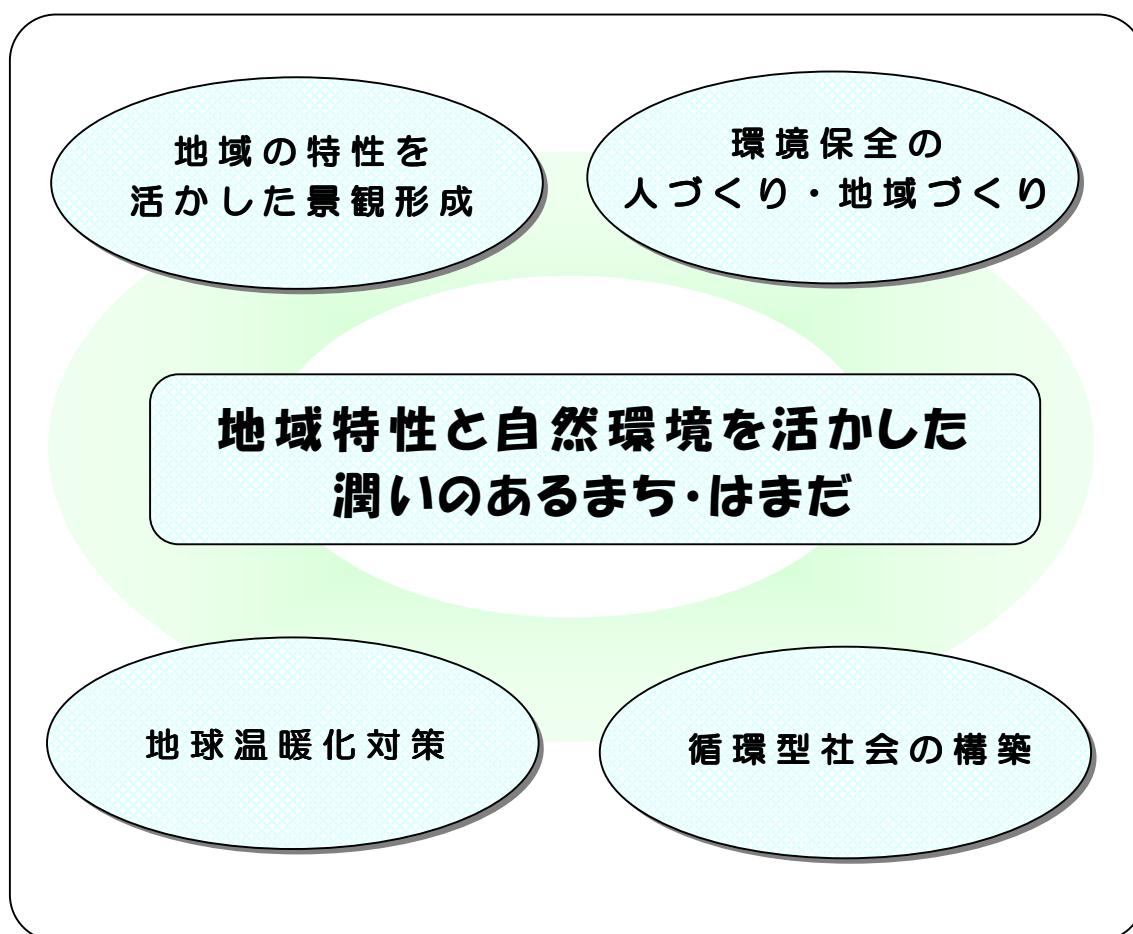
地域特性と自然環境を活かした 潤いのあるまち・はまだ



5 計画の基本目標

この計画のテーマを実現するために、国や島根県の基本理念・基本目標など関係上位計画の基本的方針を踏まえ、[※]浜田市総合振興計画に掲げる施策大綱として積極的に進めることとしている4つの項目を、この計画の基本目標とします。

施策の展開にあたっては、直面する環境問題に対処するため、本市における自然的・社会的条件に応じた施策を総合的・計画的に展開するとともに、経済社会の強化と持続性の視点に立った対策に取り組めます。



6 対象とする環境の範囲

環境とは、「人間や生物などを取り巻く周囲の状態や世界」というような包括的概念であり、自然的環境と社会的環境があります。

この計画における「環境」は、島根県環境基本計画において対象とされている環境の範囲に準じて分類します。

潤いと安らぎの「快適環境」、豊かな自然を活かした「自然環境」、地球規模での「地球環境」、生活に密接に関わる「生活環境」の4つに大分類し、さらに事象ごとに細分類します。

○ 快適環境

- | | |
|------|---------|
| ① 景観 | ③ みどり |
| ② 水辺 | ④ 歴史・文化 |

○ 自然環境

- | |
|--------------|
| ① 自然財産、天然記念物 |
| ② 野生動植物 |
| ③ 森林・農地・漁場 |

○ 地球環境

- | | |
|---------|-----------|
| ① 地球温暖化 | ③ オゾン層の破壊 |
| ② 酸性雨 | ④ 海洋汚染 |

○ 生活環境

- | | |
|---------|----------|
| ① 廃棄物 | ⑥ 土壌汚染 |
| ② 大気汚染 | ⑦ 地盤沈下 |
| ③ 水質汚濁 | ⑧ 有害化学物質 |
| ④ 騒音・振動 | ⑨ 光害 |
| ⑤ 悪臭 | ⑩ 愛玩動物 |

7 計画の対象地域

この計画の対象地域は、本市内全域とし、基本目標の実現に向け、全市一体的な取組みを推進します。

また、各自治区の地理的・社会的条件などの地域特性に応じた望ましい環境施策を効率的・効果的に展開するため、対象地域を自治区ごとに区分し、自治区別の環境配慮の方向性を明確にします。



	〈面積〉	〈人口〉	〈世帯数〉
浜田自治区	162.69	43,910	19,418
金城自治区	164.30	4,884	1,905
旭自治区	128.57	3,204	1,393
弥栄自治区	105.50	1,600	725
三隅自治区	128.55	7,038	2,879
浜田市	689.61 k m ²	60,636 人	26,320 世帯

※ 平成 21 年 4 月 1 日現在 (人口・世帯数は外国人を含む)

8 計画の期間

この計画の期間は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 10 年間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化、国内外の環境政策の動向、この計画の進捗状況などを踏まえて柔軟に対応するため、5 年ごとに再検討を加え、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、各項目の内、個別計画において、計画期間や目標年次が定められているものについては、個別計画の計画期間によるものとします。

なお、環境問題は、対策の効果が表れるまでに長い年月を要するものも多くあることから、項目によっては、長期的な視点に立った施策の方向性を示すものとします。



9 計画の構成

第1章 基本的な考え方

背景・目的、位置づけ、テーマ、基本目標、範囲、対象地域、期間、構成、施策体系、担い手

第2章 現状と課題、施策の方向性

快適環境	景観、水辺、みどり、歴史・文化
自然環境	自然財産、天然記念物、野生動植物、森林・農地・漁場
地球環境	地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、海洋汚染
生活環境	廃棄物、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質、光害、愛玩動物

第3章 自治区別環境配慮

浜田・金城・旭
弥栄・三隅

第4章 主体別環境配慮

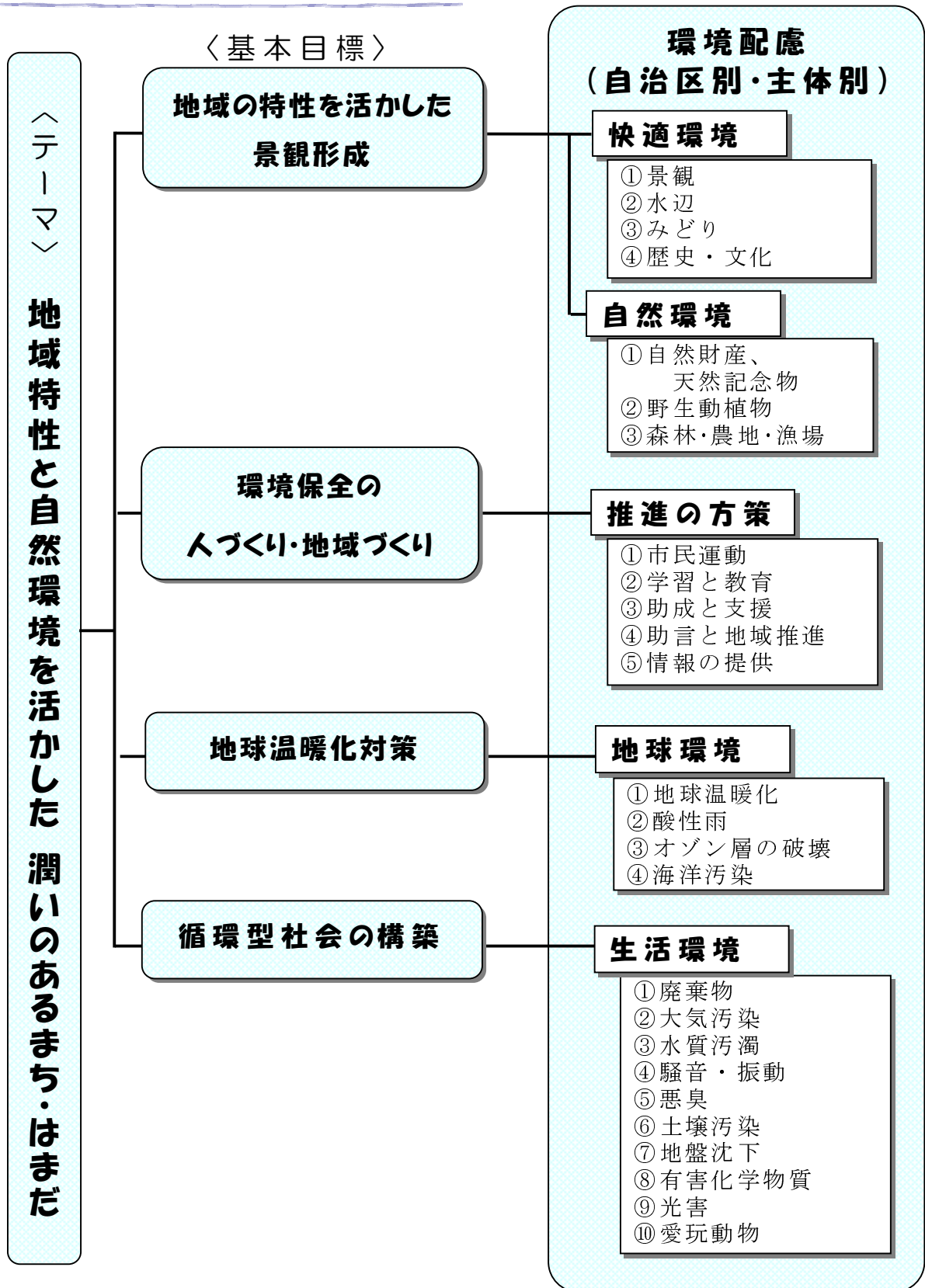
市民
事業者
市

第5章 計画の推進

推進体制
進行管理と見直し
推進の方策

資料編

10 施策体系



11 計画推進の担い手

この計画の推進にあたっては、市民をはじめ、事業者、市といった各主体がそれぞれの立場において、自主的かつ積極的な取組みを行うとともに、相互に協力・連携しながら、地域一体となって推進することが重要です。

このため、「市民」・「事業者」・「市」を、この計画推進の担い手と位置づけて全市的に取組みを進めていきます。

《市民》

- 環境保全に関する意識を高めます。
- 毎日の暮らしの中でライフスタイルを見直します。
- 地域などにおける環境保全活動へ積極的に参加します。
- 環境保全施策の推進に向け市と協働します。

《事業者》

- 事業活動から発生する環境負荷を低減する環境配慮型の事業活動を推進します。
- 地域における環境保全活動へ参加・協力します。
- 環境保全施策の推進に向け市と協働します。

《市》

- 国、島根県など関係機関と連携し、この計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 市民・事業者に対する普及啓発に取り組めます。
- 市の施策に対する、市民・事業者の積極的な参加や連携を促進します。